

発議第 2 号

労働者の安定的な雇用と公正な処遇を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を会議規則第 13 条により提出する。

平成 26 年 6 月 26 日 提 出

平成 26 年 6 月 日

提出者 鳥羽市議会議員 村 山 俊 幸

賛成者 鳥羽市議会議員 井 村 行 夫

労働者の安定的な雇用と公正な処遇を求める意見書

我が国は、就業者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」となっており、日本経済社会の持続的な成長・発展のためには、雇用労働者が、安定的な雇用と働きに応じた公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備していくことが重要である。

いま、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭的解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定社員」制度の普及、また、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法や、労働者を保護するルールの見直しなどの議論がなされているが、地方の現状を考えると、働く者の犠牲の上に描く成長戦略は、むしろ、政府が掲げる「経済の好循環」につながるものでないなど、いくつかの懸念が指摘されていることから、より丁寧に議論していくことが必要である。

また、雇用・労働政策は、国際標準であるILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において議論すべきものと考えます。

こうした現状を鑑み、鳥羽市議会は、政府に対して、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭的解決制度」、解雇しやすい正職員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などについては慎重に対応し、雇用の安定につながる制度設計を図ること。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない労働者派遣法の改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた施策を講じること。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、国際標準であるILO三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
厚生労働大臣	田村憲久	様
経済再生担当大臣	甘利 明	様
内閣府特命担当大臣 (規制改革)	稲田朋美	様